

24年度決算に基づく市の財政健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および資金不足比率について、24年度決算に基づく指標を公表します。

健全化判断比率

24年度決算に基づく算定結果は、実質赤字比率および連結実質赤字比率がともに「（数値なし）」となり、早期健全化基準を下回る結果となっています。また実質公債費比率は4.6%で23年度より0.1%の上昇、将来負担比率は28.8%で23年度より2.4%の下降という結果となっています（表1参照）。

実質公債費比率が上昇した理由は、過去に下水道事業特別会計で、低利率の地方債への借り換えを行ったことにより、据え置き期間後の元金償還額が加算されたことによるものです。

一方で、標準財政規模（※1）の増加や地方債残高の減少により、実質公債費比率および将来負担比率は改善傾向にあります。

今後とも国の定める基準に基づき、適切な財政運営に努めていきます。

（1）実質赤字比率
実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計などの実質赤字額の割合を示しています。そのため、実質赤字額がない（実質収支額が黒字である）

表1 24年度 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	— (—)	— (—)	4.6 (4.5)	28.8 (31.2)
早期健全化基準	12.37 (12.37)	17.37 (17.37)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生基準	20.0 (20.0)	30.0 (30.0)	35.0 (35.0)	

表2 24年度資本不足比率

	資金不足比率
東久留米市比率	— (—)
経営健全化基準	20.0 (20.0)

元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為など、実質的な債務全てに關係する償還額の標準財政規模に対する割合（過去3カ年の平均）を示しています。

（4）将来負担比率
将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示しています。

※1 標準財政規模Ⅱ一般財源ベース（市税、普通交付税、地方譲与税など）での、地方自治体の標準的な財政規模を示すもの

資金不足比率

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足額の割合を示しています。東久留米市では、下水道事業特別会計が対象となっており、24年度は資金不足額がないため、資金不足比率は「（数値なし）」となっています（表2参照）。

表3 23年度 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	— (修正なし)	— (修正なし)	4.5 (修正なし)	31.2 (修正前34.4)
早期健全化基準	12.37	17.37	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

表4 23年度資本不足比率

	資金不足比率 (下水道事業会計)
東久留米市比率	— (修正なし)
経営健全化基準	20.0

修正の結果、23年度決算に基づく将来負担比率は31.2%となり、修正前の34.4%から3.2%下降しました（表3参照）。

詳しくは、財政課 ☎470・7706へ。

23年度決算に基づく財政健全化判断比率の修正

23年度における財政健全化判断比率などについては、24年第3回市議会定例会において数値を報告し、広報紙とホームページで公表しました。が、数値に修正が発生したため、修正した数値を25年第3回市議会定例会に報告しました。

修正の内容は、将来負担比率を算出する際に必要な地方交付税措置がなされる地方債の残高について、その算定基準となる時点を誤って算出したというものです。

具体的には、基準財政需要額への算入見込み額を算出する際に、23年度末の地方債現在高を用いて算出すべきところを、公園緑地事業債と公害防止事業債の2項目について24年度末の地方債現在高の見込み額を用いたため、数値を修正しました。

修正の結果、23年度決算に基づく将来負担比率は31.2%となり、修正前の34.4%から3.2%下降しました（表3参照）。

詳しくは、財政課 ☎470・7706へ。

白色記帳・青色決算の説明会を開催します

東村山税務署では、次の通り「白色申告者の記帳」や「青色申告決算書の作成」についての説明会を開催します。

【日時】11月25日（月）午後1時～4時半
【会場】一般社団法人東村山「青色申告会会館」（東村山市本町3ノ8ノ16） ☎042・394・4523

【内容】26年1月から施行される白色申告者の記帳義務拡大により、記帳が必要となる方への記帳方法などについて

市税などは納期限内にご納付を

納期限内に納付のなかった方には、督促状や催告書の送付、あるいは電話による納税催告を行っています。これらの費用は全て税金から支出されています。納期限内に納付する方が増えれば、これらの事務に掛かる費用を削減でき、ほかの行政サービスに回すことができます。

また、納期限内に市税などの納付がなかった場合は、延滞金（年率14.6%。納期限12月2日（月）は、国民健康保険税第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期限で滞りません）がかかります。

詳しくは、市民課 ☎470・7722へ。

25年度市税などの納期一覧

納期	固定資産税・都市計画税	市・都民税（普通徴収）	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
11月			5期 (12/2)	5期 (12/2)
12月	3期 (12/25)		6期 (12/25)	6期 (12/25)
26年1月		4期 (1/31)	7期 (1/31)	7期 (1/31)
2月	4期 (2/28)		8期 (2/28)	8期 (2/28)
3月			9期 (3/25)	

【対象】白色申告をしている方で、事業・不動産所得のある方

【注意】各会場とも駐車場は用意していません。車での来場はご遠慮ください。来場の際には、筆記用具を携行してください。

【日時】12月2日（月）午前10時～正午、午後2時～4時
【会場】市役所7階701会議室

【内容】「決算の仕方」を中心に、確定申告に当たっての留意事項、青色申告決算書の作成要領や消費税などの概要について

【日時】11月20日（水）
【対象】住民基本台帳ネットワークを利用した手続きの一部を停止します

【日時】11月20日（水）
【対象】住民基本台帳ネットワークを利用した手続きの一部を停止します

【日時】11月20日（水）
【対象】住民基本台帳ネットワークを利用した手続きの一部を停止します

市議会議員補欠選挙立候補予定者説明会を開催します

東久留米市議会議員補欠選挙が、12月15日（日）告示、12月22日（日）投票日で執行されます。

選挙管理委員会では、市議会議員補欠選挙の立候補予定者への説明会を、次の通り開催します。

立候補予定者と関係者の方は、必ずご出席ください。

【日時】11月16日（土）午前9時から
【会場】市役所7階701会議室

【持ち物】筆記用具、印鑑
（立候補関係書類受領者のものである）
※説明会受付表に記載のため①立候補予定者氏名（ふりがな）②住所③本籍④生年月日⑤党派⑥職業⑦電話番号⑧連絡先（担当者氏名・住所・電話番号）⑨報道機関などへの公表の可否を、あらかじめご確認ください。

詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7777へ。